受付月日	H29. 6. 14	相談者		相談NO		
税目	法人税	項目	アスベスト除去費用の取り扱い			

相談(質問)事項

店舗改修において、店舗改装工事 2,000 万円とアスベスト除去工事 1,800 万円を併せて実施すること とした場合、アスベスト除去工事に係る部分は修繕費として損金算入することでよいか。

検討結果等

- 1 平成 18 年、建築基準法の改正によりアスベストは、新たに建築する建築物への使用が禁止になり、 それ以前に建築された建築物においても、増改築、または大規模の修繕・模様替えを行う場合は、既 存部分に使用されているアスベストを除去しなければならないことが義務付けられました。
- 2 ところで、税務上、資本的支出とは、法人税法施行令第 132 条において、法人が修理・改良その他名義の何たるかを問わずその有する固定資産について支出した金額で、その資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額、又はその資産の価額を増加させる部分に対応する金額とされ、通達においても、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額(法基通 7-8-1)とされています。

他方、修繕費は、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定 資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認め られる部分の金額(法基通 7-8-2)とされます。

3 このことから、アスベスト除去工事については、その除去が上記1のとおり法的に義務付けられているものであり、これに要した支出は通達のいう「通常の維持管理のために要したと認められる部分の金額」に該当し、修繕費と認められます。

なお、当然ながら、「アスベスト除去工事」と称していても、その工事内容がアスベストの除去だけでなく、建物の使用可能期間を延長又は価値を増加させるような改修も含めて行っている場合は、その改修部分に要した支出は資本的支出となります。

4 実際、建物の改装工事の際、アスベスト除去工事も併せて行うケースが多いと思われますが、本件 のように建物改装工事とアスベスト除去工事のそれぞれが区分され、工事内容等も明確になっている 場合、アスベスト除去工事に係る工事分については、修繕費と認められます。

以上により、本件ケースでは、建物改装工事とアスベスト除去工事のそれぞれが区分されていることから、アスベスト除去工事 1,800 万円については、その工事明細のうち資本的支出に該当する工事部分が無いことを確認の上、全額を修繕費として損金計上することは差支えないと判断します。

回答年月日 平成 29 年 6 月 19 日		担当	
------------------------	--	----	--